

ページ	誤または変更前	正または変更後
P. 35 問55 解説1	注射剤に適用される	注射剤及び透析用剤に適用される
P. 35 問71 問題、解説1, 2, 3, 4, 5	薬事法	医薬品医療機器等法
P. 35 問72 解説	薬事法	医薬品医療機器等法
P. 38 問77 解説2行目、4行目	平成23年	平成26年
P. 38 問77 解説3行目	……アレルギー用薬は第9位、……抗生物質製剤は第8位……	……アレルギー用薬は第8位、……抗生物質製剤は第10位……
P. 38 問78 解説1行目	「新医薬品及び新医療機器」	「新医薬品、及び新再生医療等製品」
P. 64 問108 選択肢3 (表中)	ビャクジュツのエタノール抽出液—バニリン塩酸試液—アルカロイド	削除
P. 64 問108 解説3	ビャクジュツの成分：アトラクチロン＝セスキテルペンの確認試験	削除 (本確認試験は日本薬局方第17改正で、削除され、TLC法による確認に変更された。)
P. 95 問141 解説1, 2, 3, 4, 5	薬事法	医薬品医療機器等法
P. 96 問142 問題、解説1, 2, 4, 5	薬事法	医薬品医療機器等法
P. 97 問143 解説2, 3, 4	薬事法	医薬品医療機器等法
P. 97 問144 Point	児童擁護施設	児童養護施設
P. 99 問147 Point表中1行目	薬事法	医薬品医療機器等法
P. 99 問147 Point表中7行目	医薬品の副作用	許可医薬品等の副作用
	許可医薬品が適正な……その許可医薬品により……	許可医薬品又は許可再生医療等製品が……その許可医薬品又は副作用救済給付に係る許可再生医療等製品により……
P. 101 問149 解説3, 4	医薬品、医療機器	医薬品
P. 101 問149 Point 表中	再審査の行	新医薬品、新再生医療等製品
	再評価の行	再生医療等製品
	医療機器	

P. 125 問176 解説5	充てん	充填
P. 127 問178 選択肢4	充てん	充填
P. 261 問307 解説5	薬事法第77条の3	医薬品医療機器等法第68条の2
P. 265 問311 解説4	○	○ 調剤報酬を算定できる。
P. 271 問317 解説5	照会を行った場合に、算定出来る。	照会を行い、処方が変更となった場合、算定できる。